

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三号郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県大阪通勤療養運営規則
- 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県文書事務処理規程
- 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正
- ◇告示 国民健康保険規約の変更認可
- 保安林の指定解除
- 土地の公用廃止
- 肥料の生産登録有効期間の更新
- 豚コレラ予防に関する移入禁止区域の廃止
- 小売さばき人の指定
- 小売さばき人の廃止並びに代表者の変更
- 毒物劇物取扱者試験の合格者
- 二級建築士資格試験の受験申込期間の延長
- ◇公告

## 規則

鳥取県大阪通勤療養運営規則をここに公布する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第四十四号

鳥取県大阪通勤療養運営規則

(総則)

第一条 鳥取県大阪通勤寮（以下「通勤寮」という。）の運営及び管理については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(職員)

第二条 通勤寮に、次の職員を置く。

- 寮長
- 炊事婦
- 小使

(事務分掌)

第三条 各職員在所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 寮長は、知事の命を受けて次の業務を行う。
  - イ 通勤寮の運営管理全般に関すること。
  - ロ 入寮者の生活指導に関すること。
  - ハ 通勤寮の運営管理に必要な帳簿書類の備付、整理に関すること。
- 二 炊事婦は、寮長の指揮監督を受けて次の業務を行う。
  - イ 入寮者の炊事全般に関すること。
  - ロ 通勤寮の環境衛生援助に関すること。
- 三 小使は、寮長の指揮監督を受けて次の業務を行う。
  - イ 通勤寮の環境衛生に関すること。
  - ロ 入寮者の炊事援助に関すること。

- 有する男子であること。
  - 二 学校に在学中、又は卒業の年内に、鳥取県内の公共職業安定所、又は学校の紹介によつて就職が決定した者であること。
  - 三 就職先の通勤範囲内に宿舍を得ることが困難な事情にある者であること。
  - 四 団体生活に適する者であること。
  - 五 公共職業安定所長の推薦を得た者であること。
- (入寮の手続)
- 第六条 通勤寮に入寮しようとする者は、鳥取県大阪通勤寮入寮願(様式第一号)を在籍又は出身の学校より管轄公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。
- (入寮の推薦)
- 第七条 入寮願を受理した公共職業安定所長は、入寮資格要件について適格に審査し、入寮を必要と認める者については、推薦理由を記入の上速かに知事へ提出するものとする。

- (入寮の決定)
- 第八条 入寮者の決定は、初回を二月十五日までに推薦のあつた者について二月二十日までに行い、次回からは前月中旬に推薦のあつた者について毎月五日までに行う。ただし、入寮の承認を受けた者の数が、入寮定員に達した場合には、その後受理した入寮願に対する審査は、入寮定員に欠員を生ずるまでこれを行わないものとする。
- (通知)
- 第九条 知事は、入寮を承認した者に対しては、鳥取県大阪通勤寮承認通知書(様式第二号)により、又入寮を承認しなかつた者に対しては、鳥取県大阪通勤寮入寮不承認通知書(様式第三号)により第六条の公共職業安定所長を経由して本人に通知するものとする。
- (入寮)
- 第十条 入寮に際しては、鳥取県大阪通勤寮入寮承認通知書を、寮長へ提出しなければならない。
- (入寮の期間)

- 第十一条 入寮の期間は、入寮の時から翌年の二月までとする。
- (在寮中の生活)
- 第十二条 入寮者は、別に定める鳥取県大阪通勤寮内規により、相互にその寮生活を規制しなければならない。
- (退寮)
- 第十三条 退寮しようとする者は、あらかじめ寮長に鳥取県大阪通勤寮退寮届(様式第四号)を提出しなければならない。
- (雑則)
- 第十四条 入寮者が次の各号の一に該当するときは、寮長は知事の承認を得て退寮を命ずることができる。
- 一 入寮資格を欠くに至つたもの。
  - 二 通勤寮の運営上支障を来すと認められるもの。
- 第十五条 通勤寮の入寮定員に余裕があるときは、その余裕の範囲内において、公務のために京阪神地区へ出

張する原職員、公共職業安定所及び学校の職員、並び  
て就労試験を受ける生徒、その他必要と認める者を宿  
泊させることとなる。

2 前項の宿泊についての必要な事項は別で定める。  
(運賃管理状況の報告)第十六条第4項は、鳥取県大阪通

様式第一号 鳥取県大阪通勤寮入寮願

このたび通勤寮へ入寮したいので、下記により申込みいたします。  
なお、入寮承認の上は、鳥取県大阪通勤寮運営規則並びに内規を遵守することを誓います。

昭和 年 月 日

本人氏名

鳥取県知事 殿

印

勤寮月報(様式第五号)により前月間中の運営管理状  
況を毎月五日まで知事に報告しなければならない。  
附 則

この規則は、昭和三十一年七月一日から施行する。

ふりがな	氏名	生年月日 (年 月 日)	昭和 年 月 日	生 日
本籍地		現住所		
出身学校名		専攻学科		
就職先		所在地 (就業場所)		

就業予定月日		職 種		賃金(月総収入額)		円
氏名 (保護者)		姓 名		職 業 (勤務先)		要
家族状況		続 柄				

就職先の通勤範囲内に宿舍を得ることができない事情

※ 学校長の意見 学校長氏名 印

※ 公共職業安定所長の推薦理由 所長氏名 印

※ 審査結果 承 認 不 承 認

※の欄は記入しないこと。



鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第四十五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条職業安定課中第八号を次のように改める。

八 公共職業安定所、公共職業補導所及び大阪通勤寮に關すること。

第二十一条第一中「鳥取県精神衛生相談所」の次に次のように加える。

「鳥取県所子家畜保健衛生所 西伯郡大山町

西伯郡のうち、大山町、名和町、逢坂村、淀江町のうち前の淀江町及び宇田川村

「鳥取県所子家畜保健衛生所 西伯郡大山町

西伯郡のうち、大山町、名和町、逢坂村、淀江町に、

「鳥取県米子家畜保健衛生所 米子市

米子市、境港市、西伯郡のうち、西伯町、会見町、岸本町のうち前の幡郷村及び大幡村、県村、春日村、大高村、日吉津村、淀江町のうち前の大和村、

鳥取県大阪通勤寮  
第四十三条及び第四十三条の二を次のように改める。  
（鳥取県大阪通勤寮）  
第四十三条 鳥取県大阪通勤寮は、京阪神地区への就職促進を図るため、同地区において通勤を条件とする職場に就職した者を收容する施設である。

2 鳥取県大阪通勤寮は、大阪市東淀川区塚本町一丁目五六番地に置く。

第六十七条中「課税課に課税第一係及び課税第二係を置く。」を「課税課に直税係及び間税係を置く。」に改める。

第八十三条中

「鳥取県米子家畜保健衛生所 米子市

米子市、境港市、西伯郡のうち、西伯町、会見町、岸本町、県村、春日村、大高村、日吉津村

「鳥取県溝口家畜保健衛生所 日野郡溝口町

日野郡のうち、根雨町、溝口町、江府町、西伯郡岸本町のうち前の八郷村

「鳥取県溝口家畜保健衛生所 日野郡溝口町

日野郡のうち根雨町、溝口町、江府町

この規則は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則

訓 令

鳥取県訓令第十三号

庁 中 一 般  
地 方 機 関  
甲 類 附 属 機 関  
陸 運 事 務 所

鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

訓令先

「庁中一般」「庁中一般」  
各「解」を「地方機関」に改める。  
甲類附属機関  
陸運事務所

第六条の次に次の一条を加え第七条を第八条とし以下  
第九条まで順次繰り下げる。

（文書取扱主任）

第七条 文書の取扱事務を円滑適正に行わせるため、各課に文書取扱主任を置き、各課庶務係長をもつてこれ

にあてて。

2 文書取扱主任は、課長の命を受け、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 文書の收受及び施行に関すること。
- 二 文書の整理及び保管に関すること。
- 三 文書の処理の促進及び改善に関すること。
- 四 その他文書に関すること。

第十条中「各解（県立学校を除く。以下同じ）」を「地方機関、甲類附属機関及び陸運事務所」に改め、同条を第十一条とし、第十一条を第十二条とする。

第十二条の見出しを次のように改める。

（收受の手続）

第十二条第一号中「課長」を「文書取扱主任」に同条第三号中「文書集配箱に入れること。」を「主務課に配布すること。」に、同条第四号中「速かに文書集配箱からその課に属する文書を受領し、」を「前号の文書で」に改め、同条を第十三条とし、以下第十五条まで順次繰り下げる。

第十六条を次のように改める。

（処理の手続）

第十七条 文書取扱主任は、文書の配布を受けたときは、直ちに課長の閲覧を受けなければならない。

第十六条の次に次の一条を加え第十七条を第十九条とする。

第十八条 主務課長は、前条の規定により文書を閲覧したときは、自ら処理するもののほか、事務担当者に処理方針を示して速かに処理させなければならない。

第十八条第三項を次のように改め、同条を第二十条とし、以下第二十三条まで二条ずつ繰り下げる。

3 文書の起案は、次の要領によるものとする。

- 一 内容のよくわる標題を付けること。
- 二 文書は、口語を用い、やさしくわかりやすく必要に応じてか、条書とすること。
- 三 文書は、当用漢字表、同音訓表及び現代かなづかいによるのほか、正しい用字用語を用いること。
- 四 りん議書には、起案の理由又は説明を簡明に記述

し、関係法規その他参考となる事項を附記し且つ関係書類を添付しなければならない。但し、定例又は軽易なものは、これを省略することができる。

第二十四条を次のように改め、第二十五条及び第二十六条を二条ずつ繰り下げる。

（浄書）

第二十六条 決裁の終つたりん議書で次の各号に該当するものは、総務課において浄書し、その他のものは、主務課で浄書しなければならない。但し、浄書について必要な事項は、別に定める。

- 一 知事、副知事、出納長、公室長及び部長名で発送する文書
- 二 課長名で県外に発送する文書
- 三 契約書及びこれに類する文書
- 四 その他総務課長が適当と認めた文書

2 文書で英訳を必要とするものは、総務課において英訳して浄書しなければならない。

第二十七条第四号及び第五号を次のように改め、「第

五号」の次に「第六号」及び「第七号」を加え同条を第二十九条とし、第二十八条を第三十条とする。

四 総務課長は、毎月末における一か月以上の未完結文書について、各課ごとに未完結文書調査表を作成して、翌月五日までに、主務課長へ送付すること。

五 主務課長は、前号の規程による未完結文書調査表の送付を受けたときは、速かに当該欄にその文書の処理経過を記入して、総務課長へ返付すること。

六 総務課長は、三か月以上の未完結文書につき上司の閲覧を受け必要な措置をとること。

七 総務課長は、許可、認可、免許、登録等に関する事務で標準処理期限の定めてあるものについては、常にその処理状況を掌握し、期限内に処理されるよう促進すること。

第二十九条を次のように改める。

（地方機関等における文書の処理）

第三十一条 地方機関の長、甲類附属機関の長及び陸運事務所長は、その機関における文書の処理に関する規

程を定め、知事の承認を受けなければならない。  
別表一を次のように改める。

課名記号表

予衛	勞婦	厚生	統地	会財	人総	観企	秘
防生	政児	生援	計方	計政	事務	光広	書
課課	課課	課課	課課	課課	課課	課報	課

記号

予衛	勞婦	厚生	統地	会財	人総	観企	秘
----	----	----	----	----	----	----	---

建電	砂河	道管	耕農	水林	地	商	蚕	畜	農	農
築源	防港	路理	地開	産務	下	工	糸	産	業	政
課局	課課	課課	拓課	課課	資	課	課	課	改	良
					源				課	課
					開					
					發					
					局					

建電	砂河	道管	耕農	水林	地	商	蚕	畜	農	農
				開	資				改	政

別表二中

「1」受文書件名簿

件名	(完結印)		受第	号	来所名	受者	領印
	月	日					
処理	月	日			月	日	
	月	日			月	日	

2

「1」の1受文書件名簿

件名	(完結印)		受第	号	来所名	受者	領印
	月	日					
処理	月	日			月	日	
	月	日			月	日	

1. 許可認可等の件名簿

分類記号	受付番号	受付年月日	姓名		標準処理期限
			住所	氏名	
第 号	第 号	年 月 日			
第 号	第 号	年 月 日			
第 号	第 号	年 月 日			
第 号	第 号	年 月 日			
第 号	第 号	年 月 日			
第 号	第 号	年 月 日			
第 号	第 号	年 月 日			
第 号	第 号	年 月 日			
第 号	第 号	年 月 日			

に改める。

附 則

1 この訓令は、昭和三十一年五月一日から適用する。

鳥取県訓令第十四号

本庁内部部局の長  
甲類附属機関の長  
地方機関の長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号（甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

別表中「蚕業試験場一主任、係長」の次に、「繭検定所一係長」を、「中央病院一副院长、事務長、医長、室長、総婦長、薬剤長、婦長、係長」の次に、「高等看護学院一教務主任」を加える。

附 則

この訓令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百六十三号

国民健康保険を行う東伯町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づき東伯町国民健康保険規約の変更を昭和三十一年六月二十一日認可した。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百六十六号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂



所在地番	全面積	解除予定面積(実測)	指定の目的 解除の理由	申請者
------	-----	------------	----------------	-----

市郡一町村大字一土地番  
西伯 大山 大山 大山 (国有林) 一、四八、三三三  
内 保安林 一、四八、三三三

台帳一実測  
八、三三六  
〇八六  
道路敷地

町  
風害の防備 認定

鳥取県告示第二百六十七号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 鳥取市湯所町五十五番地先

道路 五十五坪四合四勺

(関係図面は、土木部管理課に保存)

一 米子市新山字掛ノ前七三八番地先

河川敷 九坪五合七勺

(関係図面は、土木部管理課に保存)

鳥取県告示第二百六十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条の規定により肥料の登録有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百六十八号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント) 窒素全量 磷酸全量 加里全量	住所	氏名
------	-------	--------------------------------	----	----

鳥取県第一号	五、四菜種油粕	五・四 二・五 一・三	東伯郡東伯町浦安一五五	太田 信吉
第二号	五、三〇〇	五・三 二・四 一・二	倉吉市余戸谷町三、〇八二	妻藤 武夫
第五号	五、三〇〇	五・三 二・〇 一・〇	気高郡青谷町三、一五五	国田 泰藏
第六号	五、〇〇〇	五・〇 二・〇 一・〇	倉吉市中河原町五四〇	小林 俊治
第八号	五、五〇〇	五・五 二・〇 一・〇	気高郡気高町大字宿三七	堀尾 英顕
第七号	五、〇〇〇	五・〇 二・〇 一・〇	気高郡気高町宝木八九八ノ一 宝木農業協同組合組合長理事	竹本 武
第三一号	五、三〇〇	五・三 二・三 一・三	東伯郡北条町弓原三一七	岩也 栄
第三六号	五、三〇〇	五・三 二・三 一・三	東伯郡大栄町大字西園九五二ノ一 有限会社協和製油取締役	飯田 卷蔵
第四五号	五、三〇〇	五・三 二・三 一・八	東伯郡関金町大鳥居二一〇	新田 忠則
第五〇号	四、五〇〇	四・五 二・〇 一・〇	倉吉市福本二二〇ノ一	牧田 士郎
第五三号	四、五〇〇	四・五 二・〇 一・〇	北谷農業協同組合組合長理事 東伯郡三朝町大字片柴一、三二九 三德農業協同組合組合長理事	岩本 忠利
第六〇号	五、三〇〇	五・三 二・三 一・三	倉吉市岡田一五八ノ三	米田 実

第六号	五、三〃	五・三二・三一・三	東伯郡東伯町八橋一三九ノ一	堀江 実藏
第六四号	五、三〃	五・三二・三一・三	八橋農業協同組合組合長理事	三谷 藤藏
第七三号	四、八〃	四・八二・〇一・〇	東伯郡北条町弓原三七〇	
第八二号	五、三〃	五・三二・三一・三	八頭郡郡家町宮谷二六一	西村和太郎
第八七号	五、三〃	五・三二・三一・〇	郡家町農業協同組合組合長理事	堀内 繁義
第八八号	五、三〃	五・三二・三一・〇	鳥取市久末八九ノ二	米沢 佳夫
第八九号	五、二〃	五・三二・三一・三	米里農業協同組合組合長理事	堀内 繁義
第九〇二号	五、三〃	五・三二・三一・〇	鳥取市南本寺町一四	条沢 佳夫
第九〇三号	五、三〃	五・三二・三一・〇	鳥取市久末三二	宮崎 捷一
第九〇四号	五、三〃	五・三二・三一・〇	東伯郡羽合町橋津一三五	小林 勘二
第九〇五号	五、二〃	五・三二・三一・三	鳥取市久末三一	上田 茂
第九〇六号	五、二〃	五・三二・三一・三	八頭郡郡家町大字池田二七七	
第九〇七号	五、三〃	五・三二・三一・二	岩美郡宇倍野村町屋三〇四	倉益脩平
第九〇八号	五、三〃	五・三二・三一・三	宇倍野村農業協同組合組合長理事	
第九〇九号	五、三〃	五・三二・三一・三	岩美郡気高町大字勝見六五八	山尾 至章
第九一〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	浜村農業協同組合組合長理事	生田 正雄
第九一一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九一二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九一三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九一四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九一五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九一六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九一七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九一八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九一九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九二九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九三九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九四九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九五九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九六九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九七九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九八九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九〇号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九一号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九二号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九三号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九四号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九五号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九六号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九七号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九八号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第九九九号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	
第1000号	五、三〃	五・三二・三一・三	西伯郡西伯町大字原四七七	

第一三二号	四、六〃	四・六二・〇一・〇	岩美郡福部村細川六〇六ノ一	田中孝寿
第一六一号	四、五〃	四・五二・〇一・〇	福部村農業協同組合組合長理事	
第一六八号	五、三菜種油粕粉末	五・三二・三一・三	岩美郡岩美町大字浦富一、九〇七	武田 台一
第二〇〇号	五、五〃	五・五二・〇一・〇	浦富農業協同組合組合長理事	
第二〇二号	六、五荏油粕粉末	六・五二・〇一・〇	永瀨石油株式会社取締役社長	永瀨 義春

鳥取県告示第二百七十号

昭和三十一年一月鳥取県告示第三十九号及び昭和三十一年三月鳥取県告示第二百二十九号（豚の移入禁止区域の指定）は廃止する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百七十一号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和三十一年六月一日次のように指定した。

昭和三十一年六月二十九日

番号	氏名	鳥取県知事	遠藤 茂	住所
二九四	鳥取県職員組合東部県稅事務所支部委員長	宮尾 重治	小売さばき場所	同上
二九五	株式会社松江相互銀行鳥取支店支店長	小原 啓行	鳥取市若桜町四三	
二九六	株式会社松江相互銀行船岡出張所所長	石谷 隆治	鳥取市東品治町八	
二九七	株式会社松江相互銀行米子支店支店長	藤原 重美	八頭郡船岡町大字船岡五四四	
二九八	株式会社松江相互銀行境支店支店長	亀井 川増	米子市角盤町三丁目	
二九九	株式会社松江相互銀行根雨支店支店長	松田俊一郎	境港市本町九	
三〇〇	株式会社松江相互銀行倉吉支店支店長	勝部 越	日野郡根雨町根雨	
三〇一	株式会社松江相互銀行八橋出張所所長	松本 栄一	倉吉市瀬崎町二、七三六ノ六	
五七	鳥取県職員組合西部地区協議会会長	三好 義治	東伯郡東伯町大字八橋一、三八四	
			米子市東町九七	

鳥取県告示第二百七十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人に次のように廃止並びに代表者に変更があつた。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

廃止

番号	氏名	小売さばき場所	廃止年月日
五七	鳥取県職員組合西部地区事務所支部支部長	窪田嘉彰	昭和三十一年五月三十一日
代表者の変更			
番号	氏名	小売さばき場所	変更年月日
五八	旧 鳥取県職員組合根雨保健所支部支部長	朽木 広	昭和三十一年五月一日
	新 鳥取県職員組合根雨保健所支部支部長	杉原忠夫	

公告

昭和三十一年六月十五日鳥取保健所において行つた毒物劇物取扱者試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

毒物劇物取扱者試験合格者

一般用

受験番号 氏名 受験番号 氏名

一	横山清香	六	土井治所
二	山崎昌躬	七	三杉豊子
三	岩谷絹枝	八	生田久雄
四	小沢陽子	九	天野光明
五	水口千鶴子		
農業用			
一	坂本 稔	五	宮中 晃
四	藤岡宗市	六	吉田 弘

